

提出された意見等

別紙 2

委員の皆様からいただいた意見を原文のまま掲載しております。

No.	資料番号	ご意見 等	回答
1	資料2 事業評価の結果	全国の事業評価について、ほとんどが平均以上低くても全国平均であり、川越市内の事業所(センター)の働きが良く出ていたと感謝します。 これから2025年、2040年に向けて多くの課題が予想されますが、良き連携を持って進んで頂きたいと願います。	地域包括支援センターにつきましては、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、より効果的な運営ができるよう、市とセンターと連携しながら引き続き取り組んでまいります。
2	資料2 事業評価の結果	資料2-2、事業評価の結果について、取組の進んでいない業務とその推進 年間研修計画の情報提示は、重ねてお願いしたいところです。居宅介護支援事業者も前年度末には、個々とし事業所としての研修計画を作成しています。効率の良い研修参加・受講によりスキルアップを図れるようにしたいと考えます。	居宅介護支援事業所を対象にした研修会等の開催計画につきましては、居宅介護支援事業所が作成する研修計画に反映できるよう、年度当初に提示できるよう取り組んでまいります。
3	資料3-2 コロナ禍における活動調査	コロナ禍でも住民が参考にしていただいていた情報として、地域包括支援センターの配布物が広報について多かったとの結果は、地域包括支援センターと住民の方との信頼関係が出来ているとの結果であると思います。地域包括支援センターと生活支援コーディネーターの更なる連携強化を望みます。	センター業務を効果的に実施するためには、様々な社会資源が有機的に連携することができる環境を整備することが重要なため、引き続き関係機関と連携を図っていききたいと考えております。
4	資料6 運営方針(案) V業務の実施方針 1-(5)(8)	資料6運営方針 V業務の実施方針 1-(5)(8)について、若年認知症の方の活動の場が近くにない事が多く、高齢の方々の中では活動内容がそぐわしくないものがありますので、その人らしさを保てるような「場」が欲しいです。活動に期待します。	若年性認知症に対する支援につきましては、認知症大綱に基づき障害者福祉担当と連携しながら取り組んでまいります。
5	資料6 運営方針(案) V業務の実施方針 1-(6)	運営方針について、意見申し上げます。 1の(6)において、以下追加につきご検討くださると幸いです。 「川越市介護予防取組強化支援事業」を通じて市内の協力医療機関のリハ専門職が地域包括支援センターの事業に協力していると思います。(広報誌、チラシ、ビデオ事業等)せめて、生活支援コーディネーターの後に「川越市介護予防取組強化支援事業の関係者」を連携の中に加えていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、「川越市介護予防取組強化支援事業に関わる市内医療機関のリハビリテーション関係専門職との連携」を追記しました。
6	資料6 運営方針(案) V業務の実施方針 1-(6)	コロナの影響が様々なかたちで起きていることその対策は今後もしばらくは続けなければならず効果的な対策が明確にないため、公的なサービスによる支援を民間組織と連携しながらやれる体制を考えなければならず、社協としてもその役割の重要性をもっと認識しなければと考えています。	センター業務を効果的に実施するためには、様々な社会資源が有機的に連携することができる環境を整備することが重要なため、引き続き関係機関と連携を図っていききたいと考えております。
7	資料6 運営方針(案) V業務の実施方針 2-(1)	資料6運営方針に関して P.5(1)地域におけるネットワークの構築要望です。 自治会役員やボランティア団体との意見交換会をセンターが呼びかけて開催してほしい。	地域におけるネットワークの構築につきましては、V-1-(5)-ウその他地域との連携におきまして、「関係団体の会議等に参加し、協力関係を深めること」としてしておりますので、そのような機会を意見交換の場として活用したいと考えております。
8	資料6 運営方針(案) V業務の実施方針 2-(4)	V業務の実施方針 2-(4)について 地域での意識改革や具体的取組が必要と感じています。期待します。	
9	資料6 運営方針(案) V業務の実施方針 2-(4)	地域包括の運営方針の中の 2. 総合相談支援業務 (4)「埼玉県ケアラー支援条例」の公布・施行で川越市として介護者の支援について新しい事業等ありますか ※家族会でも、なかなか介護者の人も集まらず電話相談でもあまり声が届かない気がしています。コロナ禍でデイサービス等の利用を控えている方も多いと聞き、介護者への負担がふえているのでは?と思っています。仕事をしながら介護をしている方達の支援等何かあるのか?おたづねします。	ケアラー支援につきましては、現時点では市としての具体的な新しい事業はありませんが、県が令和2年度に策定する埼玉県ケアラー支援計画や県の今後の取組動向を踏まえ、庁内関係課と情報共有し、ケアラー支援について検討してまいりたいと考えております。
10	資料6 運営方針(案) V業務の実施方針 3-(1)	高齢者虐待について 市担当者が包括職員と協働して対応いただいておりますが、人員の異動等に備えて介入手法、価値の共有についてさらなる工夫を期待します。	虐待対応を含め相談支援にあたっては、職員間で情報共有、連携する「チームアプローチ」を実践するとともに、支援経過を適切に記録することで相談支援が職員個人の対応とならないよう、人材育成も踏まえ引き続き取り組んでまいります。
11	資料6 運営方針(案) V業務の実施方針 3-(2)	成年後見制度活用について 現状でも身寄りのない独居高齢者等の早期発見に取り組んでいただいておりますが、さらなる地域への介入技術の向上を期待します。	市では、令和3年4月1日より川越市社会福祉協議会内に「川越市成年後見センター」を開設いたしますので、川越市成年後見センターとの連携を追記しました。